

10 職員の服務の状況

地方公務員には、次のような職務上の義務があります

区分	内容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関に定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない	1人
信用失墜行為の禁止	職員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない	4人
秘密を守る義務	職員は、職務時用知り得た秘密を漏らしてはならない その職を退いた後も、また、同様とする等	0人
職務に専念する義務	職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない	0人
政治行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくは、これらの団体の役員となってはならず、またはこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないよう勧誘運動をしてはならない等	0人
争議行為等の禁止	職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない また、何人もこのような違法な行為を企てて、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない等	0人
営利企業従事制限	職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない等	0人

○営利企業等の従事許可状況 169人

※主な許可内容

砂川市社会福祉協議会、砂川市土地開発公社、北海道建築士会、シルバー人材センター、医師の民間派遣